

豪商のまち松阪

活 ぎ 生 き プ ラ ン 2

まちの魅力を活かし 住み心地のよい 元気なまちなかにする!



平成 30 年 1 月

松阪市 / 松阪活き生きプラン推進委員会

目 次

1. 「“豪商のまち松阪” 生き生きプラン2」の作成について	1
2. 範囲およびゾーニング	3
3. 理念と目標	5
4. 施 策	7
4. 1 【歴史】 歴史・文化を体感し、次世代に継承する。	9
4. 2 【住】 住み心地のよい豊かな暮らしを実践する。	13
4. 3 【商】 おもてなしで千客万来の商店街にする。	16
5. 施策の実行に向けて	20
参 考 資 料	22

1. 「豪商のまち松阪」 活き生きプラン2」

の作成について

松阪市では、松阪駅を中心とした中心市街地（まちなか）のまちづくりを行うため、市民の皆さんをはじめ、松阪市商店街連合会、松阪商工会議所、各種団体、行政などが関わり、連携を取りながら、様々な取り組みを実施してきました。

そういった中、中心市街地のまちづくりを進めるために、市民、商業者、各種団体、行政等が、“みんなで考え、みんなでつくる”まちづくり指針として、平成22年3月に、「松阪まちなか再生プラン」を作成し、60項目の事業を推進する中で、松坂城跡の国指定史跡に向けた取り組みや、まつさかまちゼミの開催、まつさか交流物産館の開設などに取り組みました。



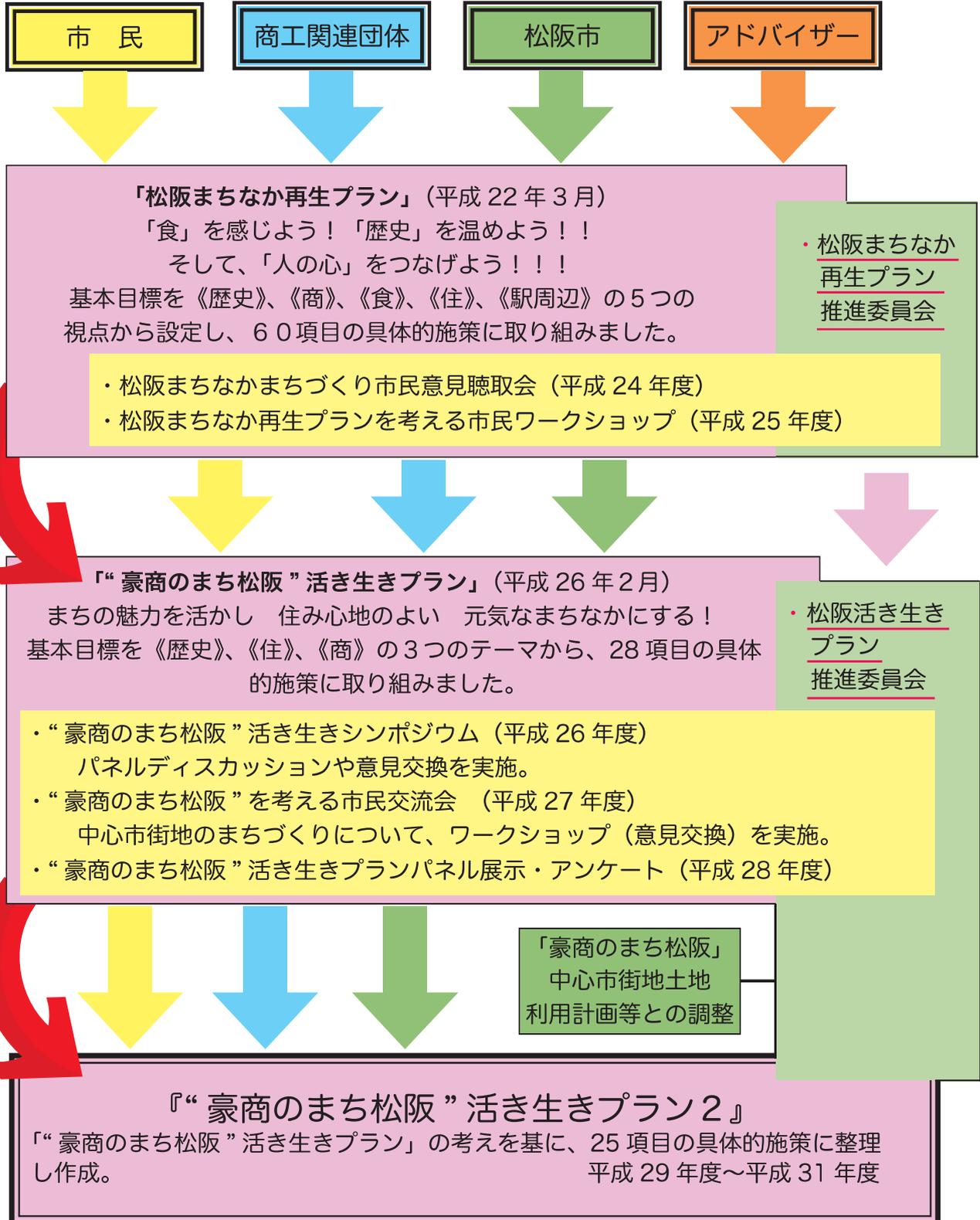
平成25年度から平成28年度には、「松阪まちなか再生プラン」のコンセプトを継承し作成した「豪商のまち松阪」活き生きプラン」に沿った28項目の活動を行い、まちなかでのゾーン30の設定や、豪商ポケットパークの整備などを実施してきました。



松阪活き生きプラン推進委員会の取り組みで、シンポジウムや市民交流会、まつり会場での活動紹介のパネル展示を行う中、多くの方からこの取り組みを続けていった方がよいとの意見をいただいたことから、推進委員会で検討し、継続して取り組んでいくこととしました。内容は、「豪商のまち松阪」活き生きプラン」の理念や目標を引き継ぎ、各施策の内容や進捗状況を踏まえた上で整理し、平成29年度から3年間のアクションプラン「豪商のまち松阪」活き生きプラン2」として作成し、取り組んでいきます。

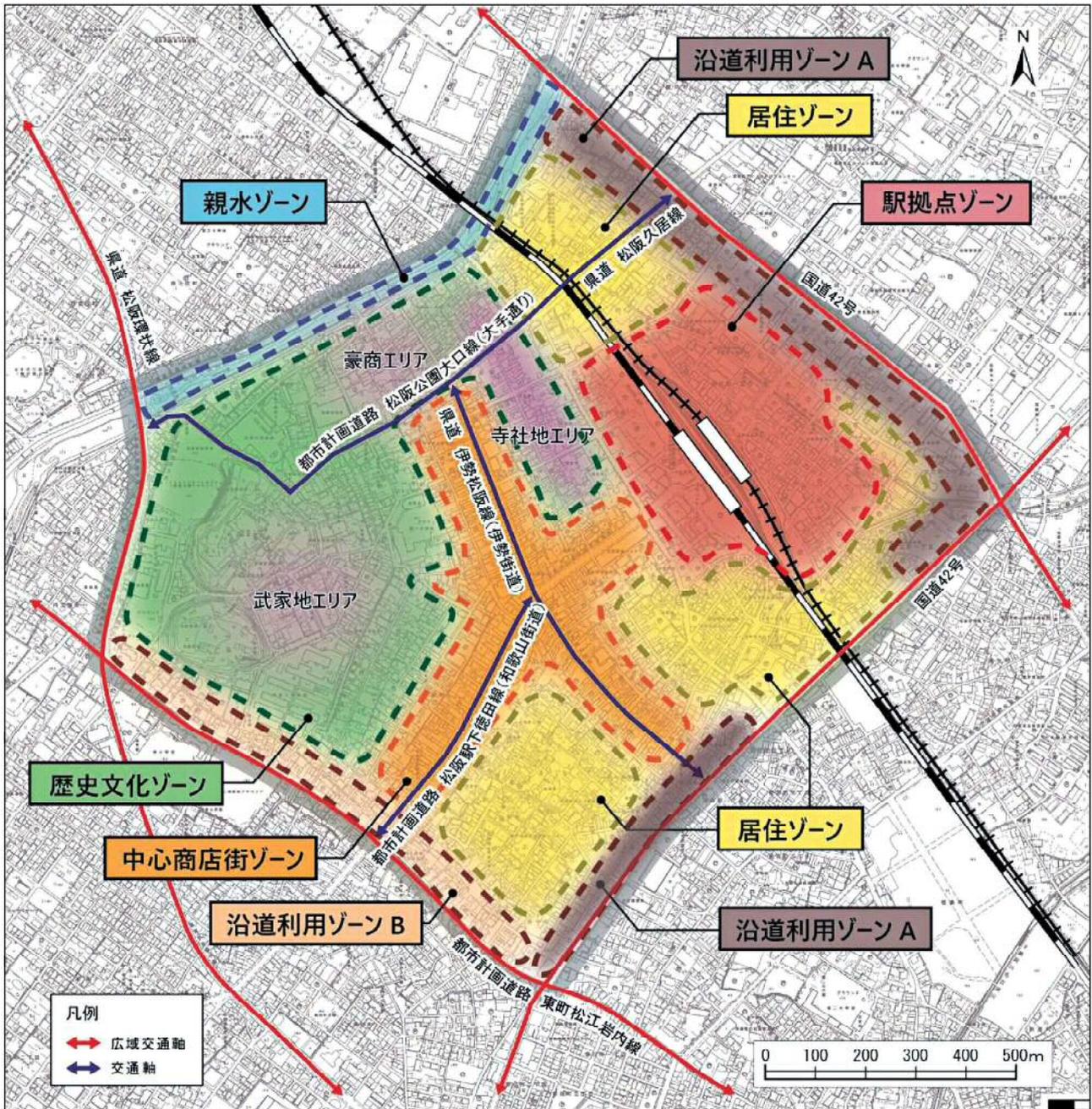
「“豪商のまち松阪” 活き生きプラン2」作成への取り組み

松阪駅を中心とした中心市街地のまちづくりについて、「松阪まちなか再生プラン」、「豪商のまち松阪” 活き生きプラン」の考え方を引き継いでいます。



2. 範囲およびゾーニング

中心市街地の範囲は、市役所等の行政機能、商店街等の商業機能、歴史・文化機能などが集積するエリアとして松阪駅を中心とした以下の区域としました。



「豪商のまち松阪」 中心市街地土地利用計画より

本区域を、それぞれの特徴に応じて以下の7つのゾーンに区分し、多様な都市機能の増進に寄与する基本構造とします。

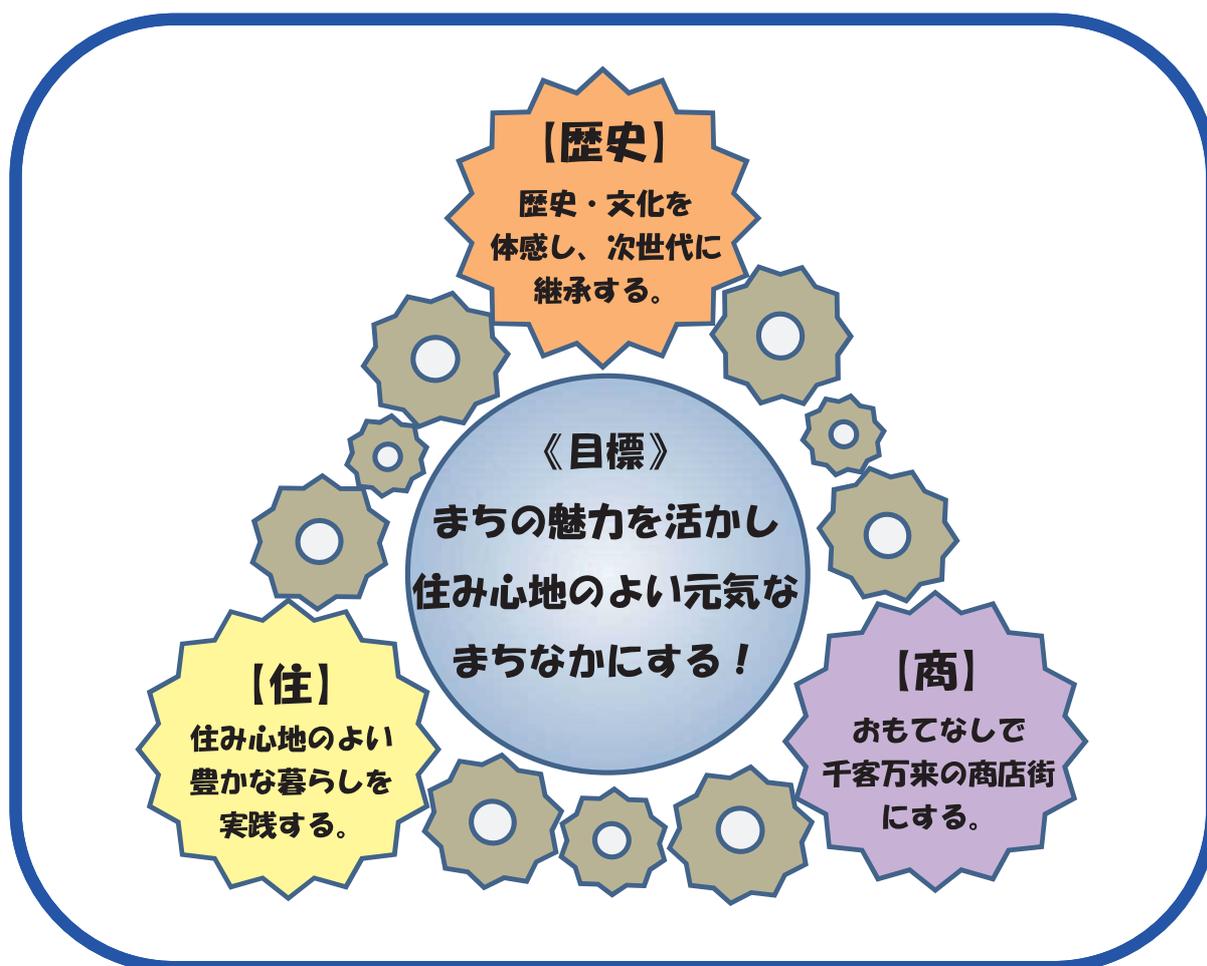
ゾーン・軸	概要
歴史文化ゾーン	松坂城跡や御城番屋敷（旧松坂御城番長屋）等が立地する武家地エリア、三井家発祥地や旧長谷川邸が立地する豪商エリア、歴史的な寺社が立地する寺社地エリアを含み、他にも本居宣長関連施設等が現存し、今後も景観などまちなみの保全・活用を図るゾーン
駅拠点ゾーン	交通結節点である松阪駅を中心とした本市の玄関口にふさわしい高度利用による都市機能の展開を図るゾーン
中心商店街ゾーン	松阪駅へのメインストリート及び伊勢街道・和歌山街道沿いに商店街が存在し、商店・飲食店等が立地する賑わいを図るゾーン
沿道利用ゾーン A	広域的幹線道路である国道 42 号沿道において、自動車利用のアクセス利便性を活かした沿道商業・事務所等のサービス施設の立地を誘導するゾーン
沿道利用ゾーン B	松阪 IC へのアクセス路線である都市計画道路東町松江岩内線の沿道で、都市内幹線道路沿道にふさわしいサービス施設の立地を誘導するゾーン なお、地区計画区域においてはまちづくりルールに基づく地域特性に配慮したまちなみ空間形成とふさわしい用途の立地を誘導する
居住ゾーン	上記以外のエリアで、主に住宅が立地し、定住人口を維持するとともに低利用地の活用等による周辺地域の生活利便性の向上を図るゾーン
親水ゾーン	歴史文化ゾーンに隣接して中心市街地の外郭に位置する阪内川を位置づけ、季節が感じられる景観の創出と水辺空間の活用を図るゾーン
広域交通軸 	中心市街地の外郭を構成する広域幹線道路である国道 42 号、都市内幹線道路の県道松阪環状線、都市計画道路東町松江岩内線を位置づけ、中心市街地へのアクセスに資するとともに通過交通を円滑に処理する道路
交通軸 	中心市街地内の骨格を形成し、交通流動の円滑化と地区内の一体化を図る道路

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画より

3. 理念と目標

このプランの理念は、「松阪まちなか再生プラン」、「“豪商のまち松阪” 生き生きプラン」の考え方を引き継ぎ、本市にある様々な「食」のすばらしさを感じながら、また、本市を代表する先人が築き上げた「歴史」を温めながら、今後のまちづくりに活用し、次世代に語り継いでいくことを基本としています。そして、本市に住んでいる人や来訪者との交流の「和」を広げ、「ふれあい」等を通じて心をつなげます。

理念 「食」を感じよう！ 「歴史」を温めよう！！
そして、「人の心」をつなげよう！！！！



目標

“ まちの魅力を活かし 住み心地のよい
元気なまちなかにする！”

方向性 【歴史】 歴史・文化を体感し、次世代に継承する。

松坂城跡を中心に御城番屋敷や原田二郎旧宅などがある「武将のまち」と、三井家発祥地や松阪商人の館、そして平成28年7月に国指定重要文化財に指定された旧長谷川邸がある「豪商のまち」、城下を画する「寺社のまち」、国学者本居宣長を輩出した「国学のまち」など、今なお息づく歴史的文化遺産の保存・活用を図りながら、松阪の歴史や文化を体感し、観光振興につなげ、次世代（子どもたち）に継承する取り組みを行い元気なまちなかにします。

方向性 【住】 住み心地のよい豊かな暮らしを実践する。

松阪駅や病院、公共施設などのインフラが整っているまちなかにおいて、人と人の和が広がり、子どもから高齢者まで誰もが住みたくなる、また、住みたくなる環境をつくり、自助・共助・公助の役割分担と交流により、買い物や移動の利便性、教育、福祉、生涯学習・スポーツ、安全・安心、コミュニティ活動等、まちなか居住の利便性が享受できる取り組みを実践し、住み心地のよい元気なまちなかにします。

方向性 【商】 おもてなしで千客万来の商店街にする。

地域の皆さんに愛され、様々な人が集まる地域と一体となった商店街づくりを目指して、店主自らが魅力ある店づくりに努め、まちなかに訪れる市民や来訪者をもてなして、商店街の活性化に努め元気なまちなかにします。

3つの方向性で25項目の具体的施策を展開していきます。

このプランを実行するにあたっては、市民、商業者、各種団体、行政等が、連携しながら、実現化に向けて取り組み、一人でも多くの皆さんに関わっていただくことが重要です。

またプランを実行していくことで、松阪市のまちなかを元気にし、松阪市の魅力を引き出し次世代につなぐ新しいまちなかを構築していきます。

4. 施策

理念 「食」を感じよう！ 「歴史」を温めよう！！

目標

まちの魅力を活かし

住み心地のよい

元気なまちなかにする！

《方向性》

【歴史】
歴史・文化を体感し、
次世代に継承する。

【住】
住み心地のよい豊かな
暮らしを実践する。

【商】
おもてなしで千客万来
の商店街にする。

《施策》

(1) 歴史・文化を
体感できるまちづくり

(2) 食と歴史が織りなす
まちなか観光づくり

(1) 人の和が広がるまちづくり

(2) 住みやすい環境づくり

(3) 安全・安心なまちづくり

(1) 魅力ある店づくり

(2) 連動する商店街づくり

(3) 商店街と駅周辺の顔づくり

そして、「人の心」をつなげよう！！

番号	《具体的施策（取り組み内容）》
1	国指定史跡松坂城跡の整備
2	歴史的人物の顕彰
3	旧長谷川邸の保存・活用
4	旧長谷川邸の文化財調査
5	観光交流拠点施設の整備
6	歩いて楽しいまちなか観光の推進
7	まちなか観光と鈴の音バスの連携
8	観光客にわかりやすいサインの整備
9	観光客をもてなす受け入れ環境の向上
10	魅力いっぱい観光 PR
11	地域コミュニティの充実
12	住民協議会による地域まちづくり
13	快適な環境づくり
14	環境美化に対する啓発
15	地域防災活動の充実
16	ゾーン30の取り組み
17	お客様に愛される店づくり
18	わが店の PR
19	担い手の育成
20	地域との交流を図る取り組みの強化
21	商店街の情報発信
22	空き店舗対策と店舗の再生
23	商店街振興施設の充実
24	魅力ある店舗等の誘致
25	松阪駅周辺の土地利用計画の推進

4.1 【歴史】 歴史・文化を体感し、次世代に継承する。

(1) 歴史・文化を体感できるまちづくり

蒲生氏郷が築城をはじめた松坂城跡は、日本 100 名城、日本の歴史公園 100 選に選ばれており、松阪市のシンボルとして国指定史跡にふさわしい整備を進めるとともに、松阪公園として四季折々の景色が味わえる市民の憩いの場を目指します。

また、国指定重要文化財である御城番屋敷をはじめ、市指定文化財・景観重要建造物である原田二郎旧宅等が残る殿町や、松阪商人として名高い三井、小津、長谷川といった豪商を輩出し、国学者本居宣長の生誕地である魚町・本町界隈には、その当時の面影が今もなお残っていることから、これらの松阪市を代表する歴史的まちなみを保存・活用し、市民が学び、観光客に親しまれるゾーンとして歴史文化の継承を図ります。

〇〇 具体的施策 〇〇

①国指定史跡松坂城跡の整備

平成 24 年 3 月に策定した史跡松坂城跡保存管理計画と平成 28 年 3 月に策定した史跡松坂城跡整備基本計画に基づき、国指定史跡としての保存・活用を行いつつ、都市公園である松阪公園としての機能と調和のとれた整備を目指します。

事業主体： 松阪市文化課、松阪市土木課

②歴史的人物の顕彰

「蒲生氏郷」や「本居宣長」などの郷土の偉大な歴史的人物を顕彰するために、官民一体となった取り組みを推進します。

事業主体： 松阪市文化課、松阪偉人顕彰団体協議会、蒲生氏郷公顕彰会



国史跡松坂城跡



松阪の偉人たち展

③旧長谷川邸の保存・活用

旧長谷川邸の建物・庭園は、文化財としての価値を維持しながら、豪商の生活を見せる場として整備・公開を行います。そうした中で歴史を体感する場、子どもたちの教育の場となるよう取り組みます。

事業主体： 松阪市文化課、松阪市観光交流課

④旧長谷川邸の文化財調査

旧長谷川邸の建物は、平成 28 年 7 月に「旧長谷川家住宅」として国指定重要文化財に指定され、庭園は平成 27 年 3 月に「長谷川氏旧宅」として県指定史跡及び名勝に指定されました。また、所蔵資料の調査は平成 29 年度に終了予定ですが、今後も、旧長谷川邸の文化財的な価値を明らかにするため、随時調査が必要です。

事業主体： 松阪市文化課

⑤観光交流拠点施設の整備

松坂城跡への大手通り沿いに、観光案内や物販などを行う観光交流拠点施設を整備し、各観光施設等の面的な活用を目指します。

事業主体： 松阪市観光交流課



国指定重要文化財旧長谷川邸



旧長谷川邸資料

(2) 食と歴史が織りなすまちなか観光づくり

松阪の食と歴史的文化遺産を活かし、まちなかに来て、見て、学び、味わいながらゆっくり散策してもらおう観光地づくりに取り組むとともに、松阪肉で有名な牛肉店、お食事処、名店などが連携し、食と歴史を組み合わせた観光施策を推進し、観光客を迎え入れるためのおもてなしの充実を図ります。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑥歩いて楽しいまちなか観光の推進

殿町、魚町、本町界隈の歴史的文化施設が数多くあるまちなかを自由に散策し、松阪肉で有名な名店・名菓などを味わいながらまちなかを回遊・散策するルートの充実を図り、健康的に歩き、松阪を味わい、学び、楽しんでもらうまちなか観光を推進します。

事業主体： 松阪市観光交流課、松阪市観光協会、松阪市商店街連合会

⑦まちなか観光と鈴の音バスの連携

まちなかの歴史文化を紹介する施設や商店街などと、中心市街地と周辺の要所を結ぶ鈴の音バスを連携させ、観光と交通のネットワーク化を図ります。

事業主体： 松阪市観光交流課、松阪市商工政策課、松阪市観光協会

⑧観光客にわかりやすいサインの整備

まちなかを歩いて散策される方や車でまちなかに訪れた方に、わかりやすく案内できる看板、説明板を設置し、観光客の利便性や回遊性の向上を図ります。

事業主体： 松阪市観光交流課



まちなか観光



観光案内看板

⑨観光客をもてなす受け入れ環境の向上

市民、観光関連事業者等と連携し、観光客を迎え入れる受け入れ環境の向上を目指します。

事業主体： 松阪市観光交流課、松阪市観光協会



おもてなし力向上勉強会

⑩魅力いっぱいの観光PR

松阪の観光素材のうち、とりわけ優位性のある「本居宣長」、「松阪木綿」、「食」を活用し、人とモノと地域を「つなげる」観光PRを展開しながら、市と観光協会などが連携する中で、全国の旅行者やマスメディアを通じて、松阪市の魅力を情報発信・PRすることで誘客を促進します。

事業主体： 松阪市観光交流課、松阪市商工政策課、松阪市観光協会、松阪市文化課、各種団体



豪商のまち松阪ガイドブック

4. 2【住】 住み心地のよい豊かな暮らしを実践する。

(1) 人の和が広がるまちづくり

核家族化や生活意識・生活様式の多様化が進む中、より一層の住民の連携が必要となっています。地域のコミュニティを充実し、子どもから高齢者までみんなが元気に暮らし、「住んでよかった」と思えるまちをつくります。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑪地域コミュニティの充実

町内、自治会、子どもから高齢者まで住民同士が交流する中で、みんなが元気にあいさつを交わし、子どもへの声かけを実施するなど、誰でも気軽に話ができる地域コミュニティの醸成を図ります。

事業主体： 住民、住民協議会、自治会

⑫住民協議会による地域まちづくり

住民協議会が地域計画書に基づき地域活動を展開し、住民同士の交流を創出し、地域活動を行います。

事業主体： 住民、住民協議会、自治会



だいよん安全みまもり隊



子どもと高齢者の交流

(2) 住みやすい環境づくり

子どもから高齢者まで誰もが住み続けることができ、また、「住みたい」という新たな住民が増えるような住みやすい中心市街地の環境をつくります。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑬快適な環境づくり

住みやすく快適なまちをつくるために、まちなか清掃活動を実施し、ゴミのないきれいなまちづくりに努めるとともに、住宅や店舗の前に花壇やフラワーポットを設置するなど緑化を行います。

「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき、市民の皆さんが使いやすい市役所を目指し、庁舎の集約及び市役所周辺における駐車場の確保を推進します。

事業主体： 住民、住民協議会、自治会、松阪市商店街連合会、
各種団体、松阪市財務課

⑭環境美化に対する啓発

松阪市みんなでまちをきれいにする条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）、路上喫煙禁止区域の指定（平成 27 年 4 月 1 日）の周知を行い、環境美化意識の啓発に努めます。

事業主体： 松阪市環境課



愛宕川・神道川一斉清掃
(松阪工業高校生)



市役所前の駐車場

(3) 安全・安心なまちづくり

安心して健やかに生活できる環境を確保するため交通事故や災害・犯罪から住民を守るための体制を築くとともに、地域の身近な課題には、地域に住む人々が連携して取り組むことができる安全安心のまちをつくります。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑮地域防災活動の充実

災害時における自助・共助の観点から地域の防災活動の浸透や、災害時の地域連携意識の形成に向けて、自主防災組織の育成・強化を図ります。また、防災訓練の実施や災害時の対応に関する講習会等を開催し連帯感を高めます。

事業主体： 住民協議会、自治会

⑯ゾーン30の取り組み

安全・安心に暮らせるまちづくりを目指して、市民や観光客が安心してまちを歩けるように時速30km以下の規制を行う「ゾーン30」の周知等を行います。

事業主体： 歩いて楽しい道づくり実行委員会



防災訓練



ゾーン30

4.3 【商】おもてなしで千客万来の商店街にする。

(1) 魅力ある店づくり

お客様のニーズを身近に感じる個店の活動・対応を中心に、一人でも多くのお客様が訪れる魅力ある店づくりを行います。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑰お客様に愛される店づくり

店主一人ひとりの努力により、他所にはない魅力ある店をつくり、お客様に満足してもらえる店づくりを行います。

事業主体： 商店、松阪市商店街連合会

⑱わが店のPR

店主が商品にちなんだ内容の講義を行う「まちゼミ」「まちゼミジュニア」などの開催を通じて一人でも多くのお客様に「わが店」を知ってもらい、来てもらい、買っていただける店や商品のPRを行います。

事業主体： 商店、松阪市商店街連合会、松阪商工会議所

⑲担い手の育成

商店街の将来の担い手となる人材の確保を図るために、新規創業希望者に対して起業を促し、新規出店につなげていくため「まちなか開業塾」などを開催します。

事業主体： 商店、松阪市商店街連合会、松阪商工会議所、松阪市商工政策課



まつさかまちゼミ



まちなか開業塾

(2) 連動する商店街づくり

魅力ある商店を増やし、商店街全体がショッピングモールとなるように商店街組合としての連携強化を図り、自分の店、隣の店、仲間の店が繁盛することにより、元気な中心商店街にします。

また、地域と共存共栄する商店街づくりを目指して、交流の場とともにコミュニケーションの和を広げ商店街の活性化につなげます。

〇〇 具体的施策 〇〇

⑳地域との交流を図る取り組みの強化

地域密着型の交流イベントを開催し、地域に親しまれる商店街づくりを行います。また、イベント情報の発信を強化して、多くの人にイベントの開催を知らせていきます。

事業主体： 松阪市商店街連合会、松阪まちなか街づくりネットワーク、ミズ・ネットワーク松阪 等

㉑商店街の情報発信

中心商店街の情報を発信するために、IT技術を活かした「かざすCITY松阪」などを活用します。また、地域の交流イベントも合わせて発信することで集客を目指します。

事業主体： 松阪市商店街連合会、松阪商工会議所



松阪もめんフェスティバル



あきないマップ

②空き店舗対策と店舗の再生

店舗数の減少に歯止めをかけるとともに、空き店舗情報等を共有化し、豪商のまち店舗改装費補助金制度の活用などにより、店舗の再生を図ります。

事業主体： 松阪市商工政策課、松阪市商店街連合会、松阪商工会議所、松阪街づくり公社

募集期間 店舗改装費補助金制度
平成27年 5/8 ~
平成27年 10/31
豪商のまち松阪
店舗改装を
応援します
※新築・増築は対象外
補助額上限20万円
対象地域 松阪市内全域
対象業種 小売業・宿泊業 飲食サービス業 生活関連サービス業及び娯楽業
種別金について 補助金額：対象改装工事の1/3を補助します。 (上限額) 20万円
景観計画区域重点地区以外等の改装などに要する額の1/3を補助します。 (上限額) 10万円まで上乗せ
松阪もめんの顔面および松阪の木に係る額の1/3を補助します。 (上限額) 5万円まで上乗せ
補助金に関するお問合せ
松阪市産業文化部 商工政策課 Tel: 0598-53-4361 / Fax: 0598-22-0003
〒515-8016 三重県松阪市殿町1340番地1 / E-mail: syok.div@city.matsusaka.mie.jp

店舗改装補助金

③商店街振興施設の充実

商店街の中心に位置する商店街振興施設(カリヨンビル)のリニューアルを進め、松阪商工会議所、行政とも連携し中心商店街の核として充実を図ります。

事業主体： 松阪街づくり公社



産業支援センター開設

(3) 商店街と駅周辺の顔づくり

松阪駅は、通勤通学、観光客などで1日約2万人弱の人が利用する本市の玄関口で、鉄道・バスなどが行き交う交通結節点として重要な役割を担っていることから、商店街活性化とあわせてなかで一体となった整備検討を進めます。

〇〇 具体的施策 〇〇

②④魅力ある店舗等の誘致

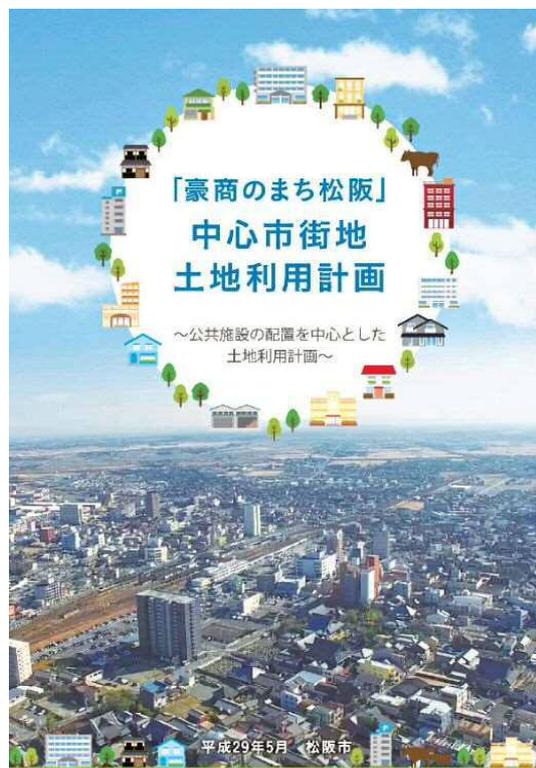
中心市街地への集客を図るため、魅力ある多種多様な業種の店舗等の誘致を行います。

事業主体： 松阪市商店街連合会、松阪商工会議所

②⑤松阪駅周辺の土地利用計画の推進

松阪の顔であり玄関口である松阪駅周辺について、民間事業者の動向も見据えながら、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき土地利用及び市有地の活用を推進していきます。

事業主体： 松阪市都市計画課、松阪市商工政策課、民間



5. 施策の実行に向けて

このプランを実行するにあたっては、市民、商業者、各種団体、行政等が連携を図りながら実現化に向けて取り組んでいくことが重要です。

一人でも多くの市民の皆さんの参加を求めるとともに、このプランを推進するために、“松阪活き生きプラン推進委員会”が中心となり、関係団体等の調整を図りながら、施策の実行に向けた取り組みを進めていきます。

- ・ 市民は、住んでいるまちに誇りと愛着をもち、自分たちでまちづくりを行うといった意識に立ち、責任と自覚をもって自らが積極的にまちづくり活動に参加します。
- ・ 事業主体となる様々な団体は、市民や行政と連携を図りながら、専門的な技術力や経験を活かしたまちづくりに取り組みます。
- ・ 行政は、市民や様々な関係団体等との調整を図りながら事業手法等を検討し、このプランを推進し、様々な取り組みが継続できるよう支援を行います。
- ・ 推進委員会は、このプランを推進するために、市民や様々な関係団体等との調整を図ります。

みんなで考え、みんなでつくる 松阪のまち

市民参加

- 事業実施に向けたシンポジウム等の開催
- まちづくり活動への参加
- まちづくりに関するネットワークの形成
- まちづくりリーダーの育成

事業主体の連携

- 民間・企業・商業者・商店街連合会・商工会議所・商工会・住民協議会・自治会・観光協会・市民団体・NPO団体・松阪市等の関係各者との協議、調整および連携

事業手法の検討

- 補助金制度の活用
- 民間活力の導入等による事業実施の検討 等

参 考 資 料

○中心市街地の現況	23
(1) 歴史	23
(2) 中心市街地の活動の概況	23
(3) 人口等	24
(4) 空き店舗	26
(5) 観光	27
(6) 鉄道・バス	28
(7) 歩行者	29
(8) 主な公共・公益施設等	30
○松阪活き生きプラン推進委員会 委員	32

○中心市街地の現況

(1) 歴史

松阪のまちは、1588年蒲生氏郷の松阪開府により、参宮街道が松阪のまちなかを通るようになり、その後、江戸期を通じて和歌山街道と参宮街道が合流する交通上の要地である宿場町として栄えました。

また、交通上の要地としての利点と氏郷の商業保護のまちづくりにより、この地は商人のまちとして繁栄しました。商人の持つ富、そして江戸や京都から得た情報と自由闊達な気質は、商人の三井高利、国学者の本居宣長など世に知れた人々を輩出してきました。

(2) 中心市街地の活動の概況

中心市街地では、商店街や自治会・住民協議会などの活動だけではなく、市民参加・参画のまちづくり団体として発足した松阪まちなか街づくりネットワークなど、様々な団体が、松阪の中心市街地を盛り上げようと活動を行っています。

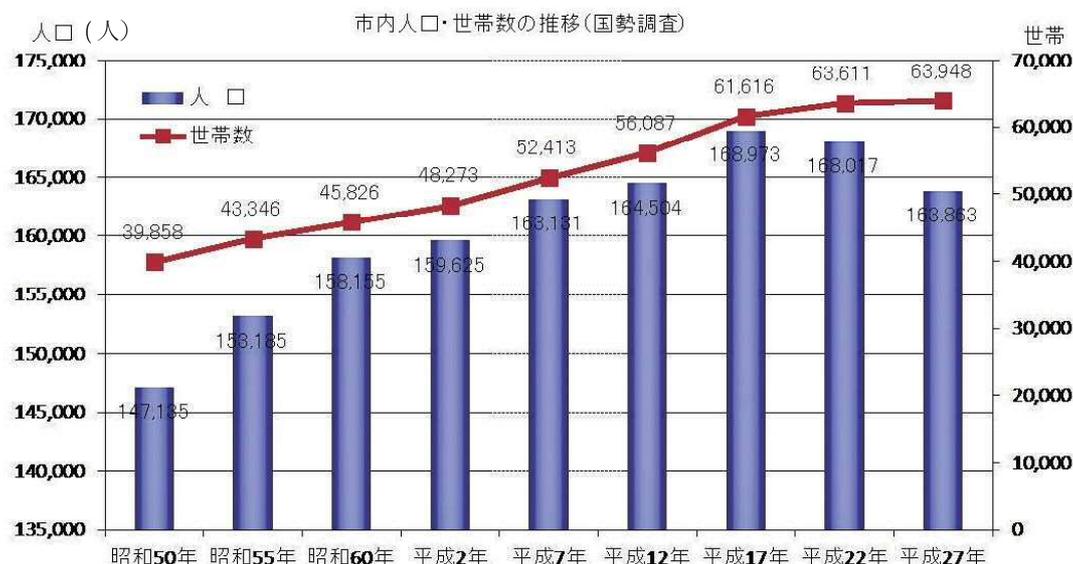
そういった団体や市民、行政などが協働して、中心市街地の活性化を目的に「松阪まちなか再生プラン」や「“豪商のまち松阪” 生き生きプラン」を作成し取り組むなど、中心市街地のまちづくり活動に対して、官民協働のまちづくりが醸成されてきています。

文化観光面では、国指定重要文化財に指定された旧長谷川邸などの貴重な文化財が多くあり、また、三井高利や本居宣長などの歴史的人物を輩出しているなど魅力が数多く存在しているまちと言えます。

そうした中、松阪市ではまちなかの魅力（歴史・見どころ・体験プログラムなど）を一覧できる観光交流拠点施設の整備が進められています。また、平成29年5月には、20年後のまちづくりの方向性を示した公共施設の配置を中心とした実効性のある土地利用計画として、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画を策定しました。

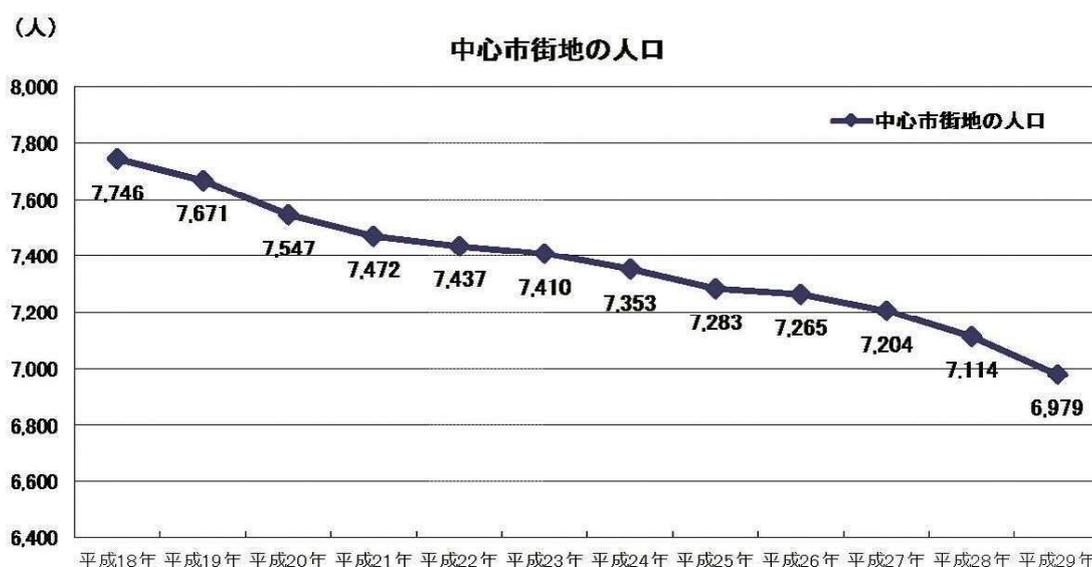
(3) 人口等

市全体としては、人口が減少に転じていますが、世帯数は増加しています。減少傾向は、今後も続くと予測されており、平成 37 年には、155,236 人まで減少するとの推計（国立社会保障・人口問題研究所出典）も出ています。中心市街地の人口も、減少を続けています。



	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
人口	147,135	153,185	158,155	159,625	163,131	164,504	168,973	168,017	163,863
世帯数	39,858	43,346	45,826	48,273	52,413	56,087	61,616	63,611	63,948

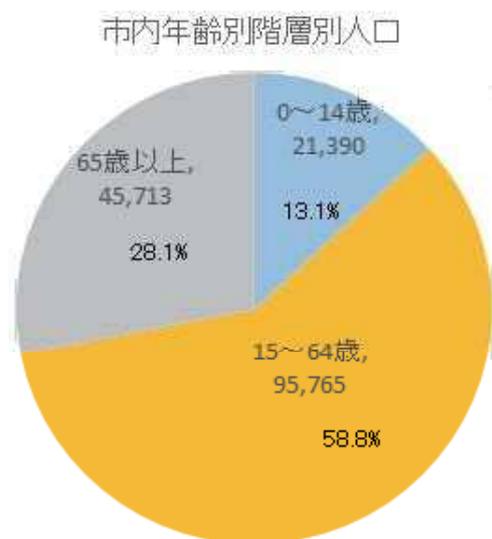
※平成 12 年以前の人口・世帯は合併(平成 17 年 1 月 1 日)前の松阪市、嬉野町、三雲町、飯南町、飯高町の人口を合計したもの
資料：国勢調査（各調査年）



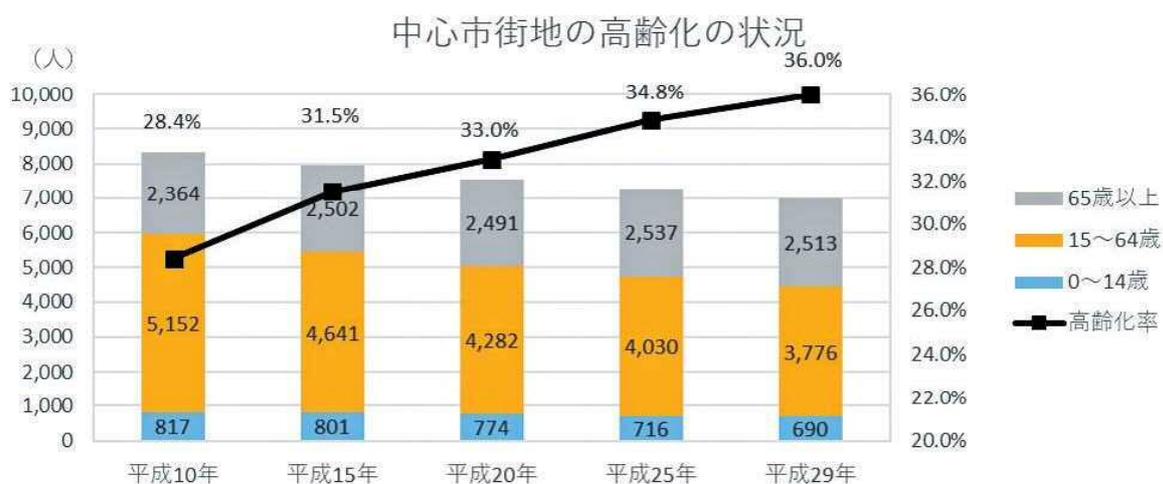
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
人口	7,746	7,671	7,547	7,472	7,437	7,410	7,353	7,283	7,265	7,204	7,114	6,979

資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在）

高齢者の割合は市全体で 28% ですが、特に中心市街地で高齢化が進んでいます。



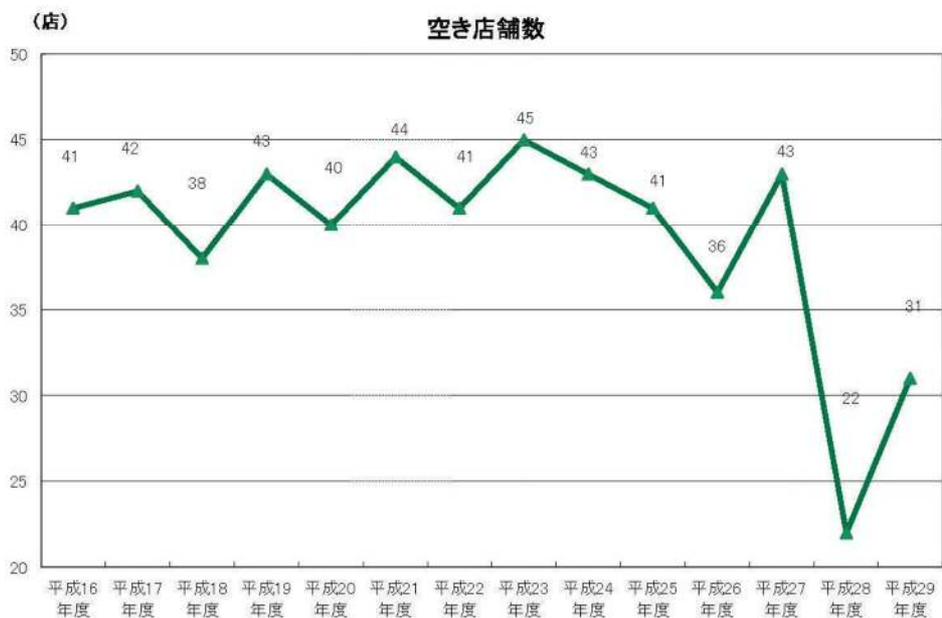
注) 総数には「不詳」を含むため内訳の合計とは、一致しない。
資料：平成 27 年国勢調査



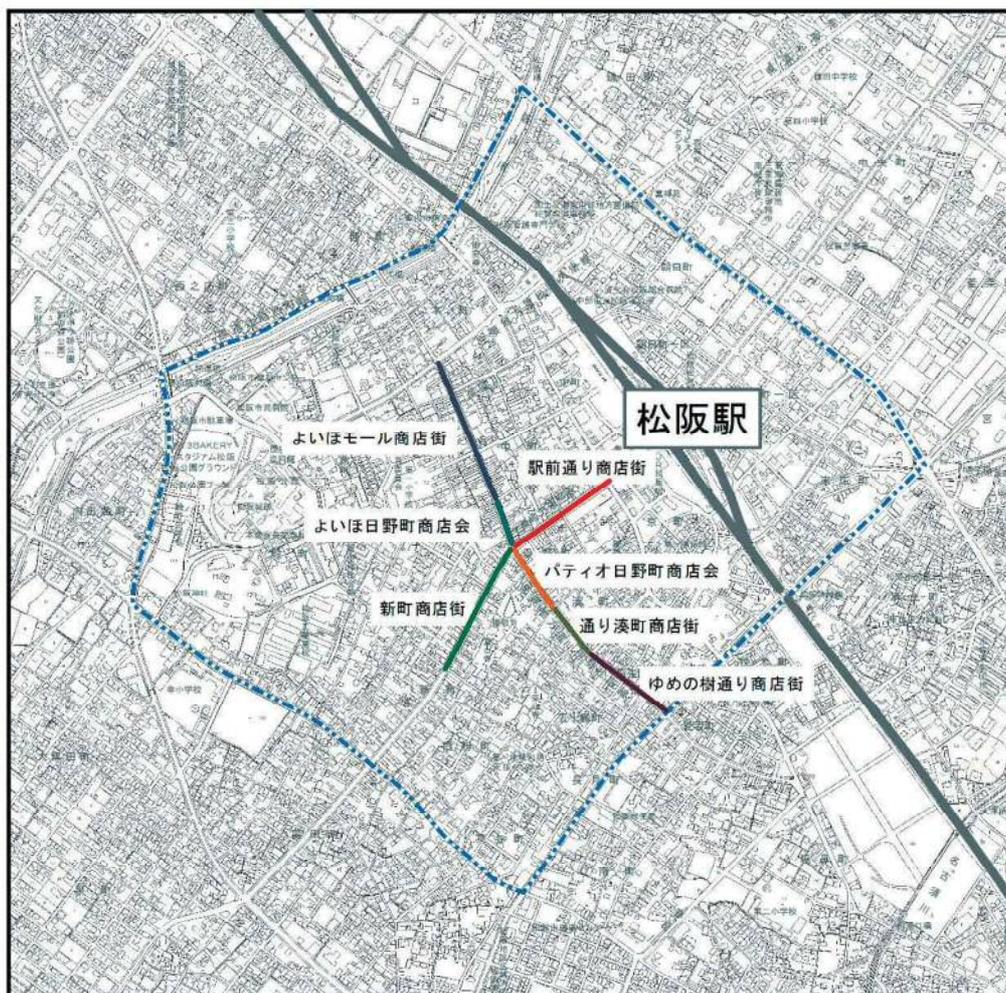
資料：松阪市世帯人口調査表（各調査年）

(4) 空き店舗

中心商店街の空き店舗は近年減少傾向にあります。



資料：松阪市商店街連合会調査（各年）



松阪市中心商店街（平成29年12月時点）

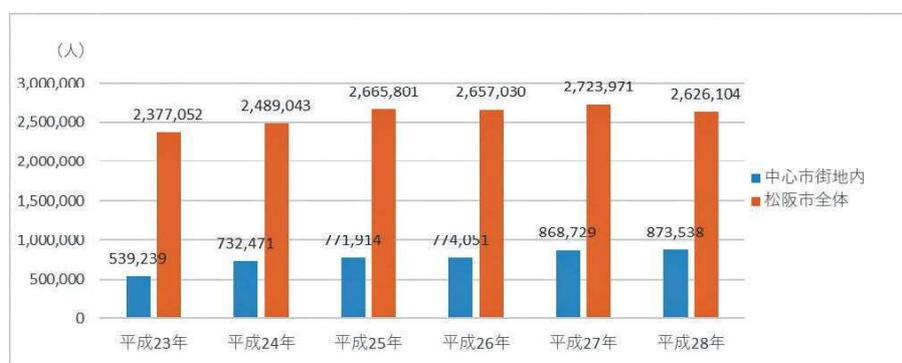
(5) 観光

行楽シーズンやまつりの開催月には、観光入込客数は多くなっています。



資料：観光入込客数調査（平成28年）

中心市街地内の観光地点別観光入込客数は、近年は増加しています。



観光地点名	平成23年		平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		
	入込数 (人)	前年比	入込数 (人)	前年比	入込数 (人)	前年比	入込数 (人)	前年比	入込数 (人)	前年比	入込数 (人)	前年比	
施設	松阪商人の館	14,126	84.8%	14,776	104.6%	17,358	117.5%	15,904	91.6%	17,179	108.0%	16,373	95.3%
	歴史民俗資料館	14,492	84.3%	14,704	101.5%	16,840	114.5%	17,399	103.3%	17,129	98.4%	22,177	129.5%
	本居宣長記念館	20,584	80.2%	23,388	113.6%	25,444	108.8%	23,679	93.1%	22,341	94.3%	19,023	85.1%
	御城番屋敷	30,212	110.9%	30,505	101.0%	30,505	100.0%	34,093	111.8%	40,832	119.8%	40,160	98.4%
	松阪公園	58,306	107.8%	104,104	178.5%	140,248	134.7%	138,674	98.9%	149,195	107.6%	158,232	106.1%
	西寺山維松寺	131,519	102.1%	141,400	107.5%	160,700	113.6%	158,290	98.5%	166,470	105.2%	160,000	96.1%
	まつさか交流物産館 (H24～)	-	-	28,158	-	30,598	108.7%	28,444	93.0%	29,960	105.3%	31,050	103.6%
	松阪もめん手織センター (H24～)	-	-	13,436	-	14,452	107.6%	14,265	98.7%	18,363	128.7%	18,247	99.4%
	旧長谷川邸 (H25～)	-	-	-	-	269	-	4,603	1711.2%	12,260	266.3%	13,776	112.4%
	小計	269,239	99.9%	370,471	137.6%	436,414	117.8%	435,351	99.8%	473,729	108.8%	479,038	101.1%
まつり	松阪祇園まつり	120,000	82.8%	120,000	100.0%	120,000	100.0%	120,000	100.0%	170,000	141.7%	150,000	88.2%
	氏郷まつり	150,000	115.4%	130,000	86.7%	130,000	100.0%	130,000	100.0%	140,000	107.7%	160,000	114.3%
	初午大祭 (H24～)	-	-	75,000	-	58,000	77.3%	57,000	98.3%	57,000	100.0%	48,000	84.2%
	宣長まつり (H24～)	-	-	10,000	-	500	5.0%	3,700	740.0%	-	-	7,500	-
	鈴の音市 (H24～)	-	-	27,000	-	27,000	100.0%	28,000	103.7%	28,000	100.0%	29,000	103.6%
小計	270,000	98.2%	362,000	134.1%	335,500	92.7%	338,700	101.0%	395,000	116.6%	394,500	99.9%	
中心市街地内計	539,239	99.0%	732,471	135.8%	771,914	105.4%	774,051	100.3%	868,729	112.2%	873,538	100.6%	
松阪市全体	2,377,052	106.8%	2,489,043	104.7%	2,665,801	107.1%	2,657,030	99.7%	2,723,971	102.5%	2,626,104	96.4%	

資料：観光入込客数調査（各年）

※観光入込客数とは、主要な観光施設やイベント等に訪れた観光客数を累計したもの

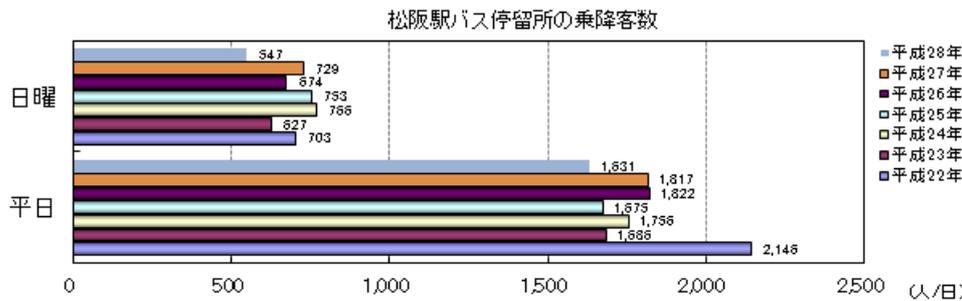
(6) 鉄道・バス

松阪駅の鉄道を利用する乗降客数は、年々微減しています。



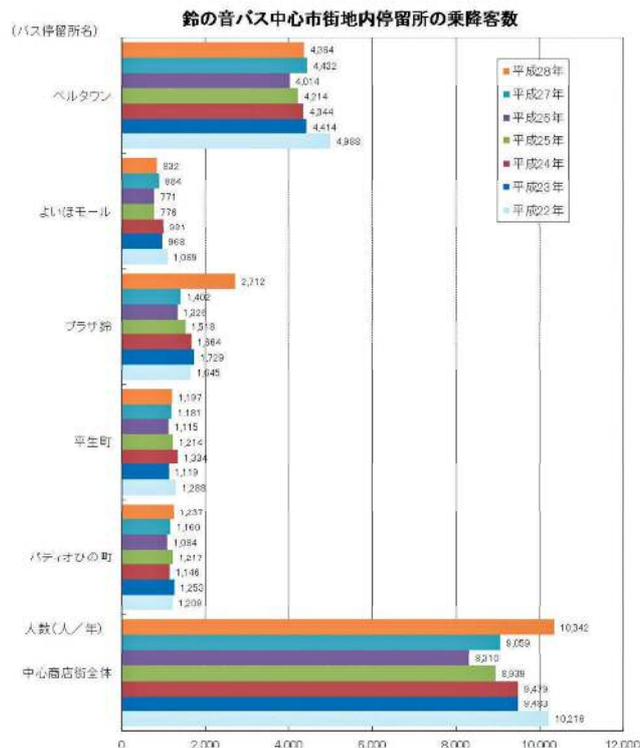
資料：三重県統計書

松阪駅バス停留所の乗降客数は、平日、休日ともに、減少しています。



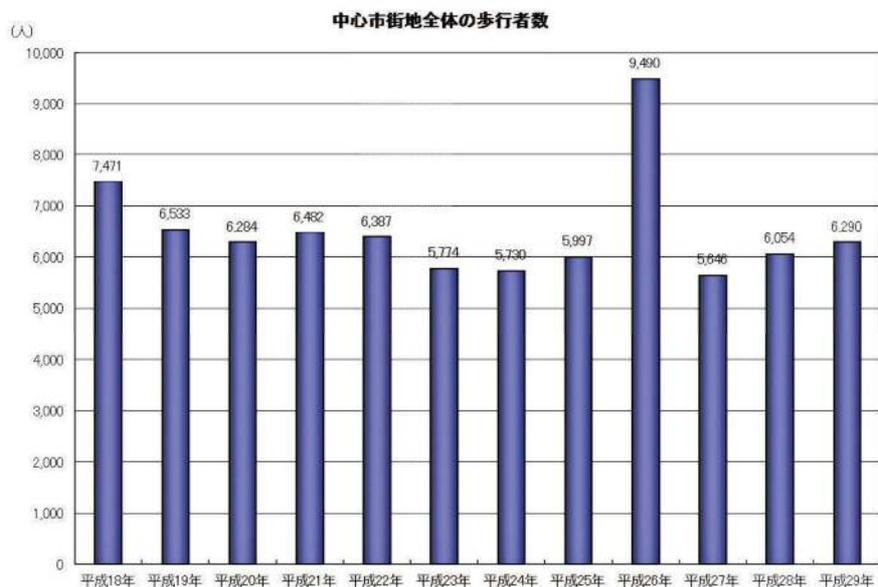
資料：三重交通株式会社

鈴の音バスの中心市街地内停留所の乗降客数は減少していましたが、平成27年から増加に転じています。



(7) 歩行者

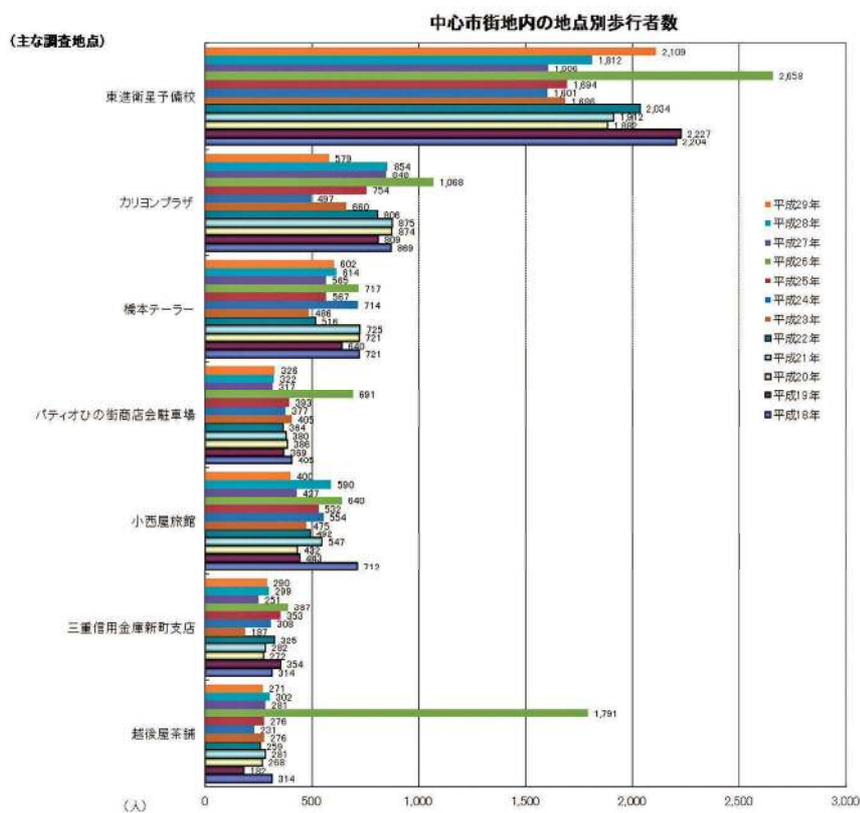
中心市街地における歩行者通行量は、近年、横ばい傾向にあります。平成26年は調査日がイベント等と重なったため増加したと考えられます。



資料：松阪市

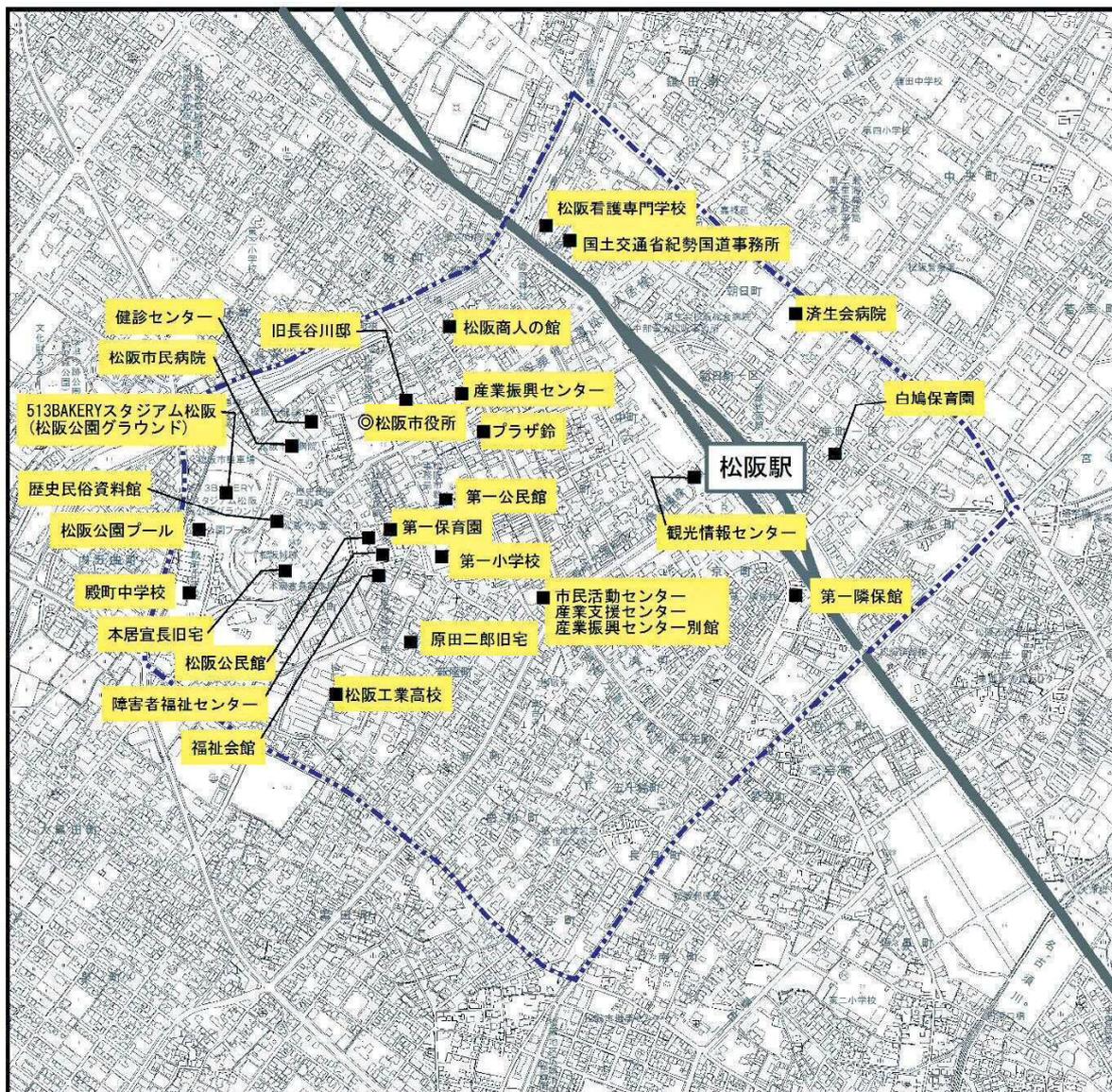
中心市街地全体	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
	7,471	6,533	6,284	6,482	6,387	5,774	5,730	5,997	9,490	5,646	6,054	6,290

※ 平成26・28年は土曜日、その他は平日の調査

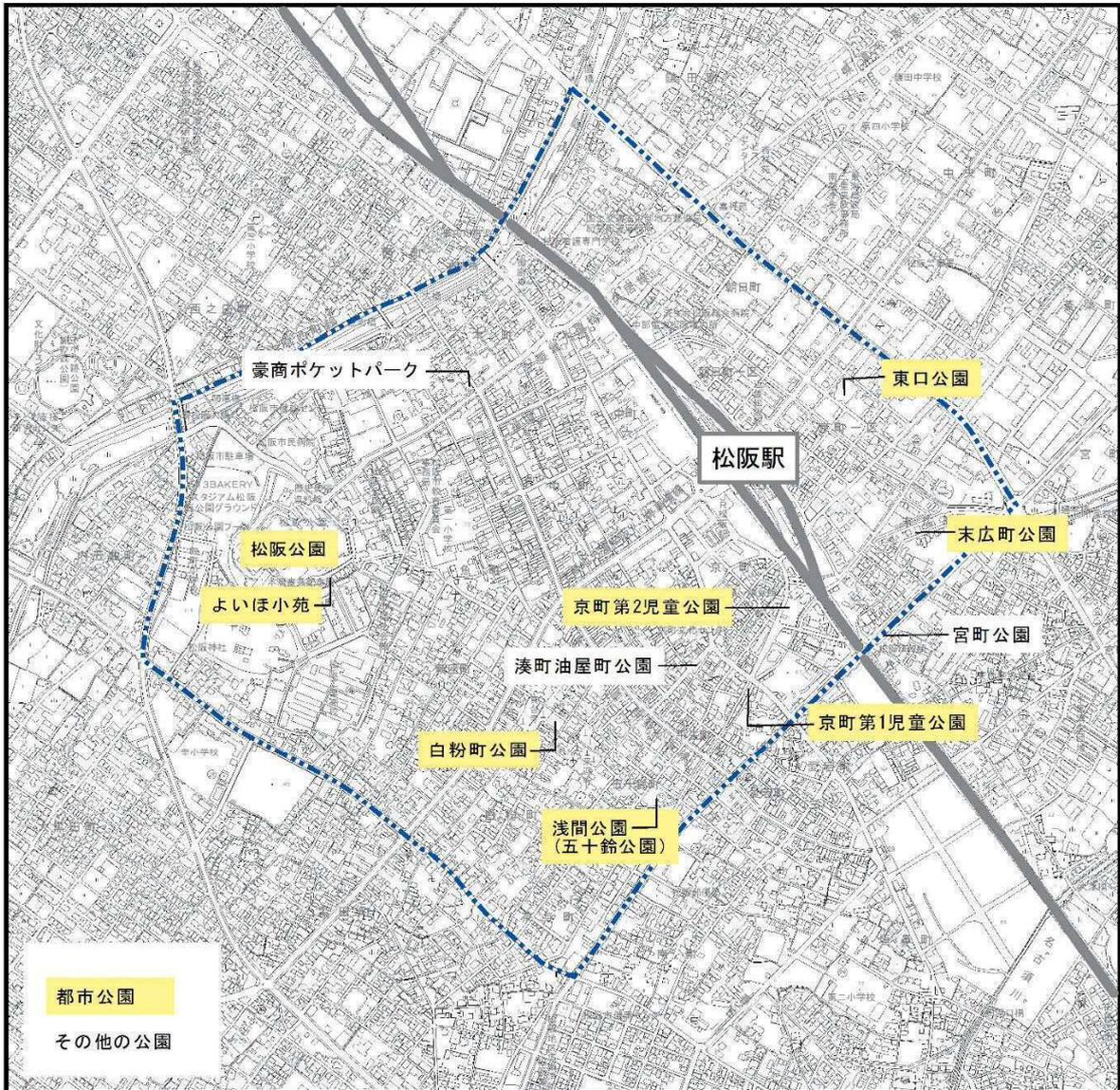


(8) 主な公共・公益施設等

中心市街地には、多くの公共・公益施設等が立地しており、行政や市民活動の中心となっています。



中心市街地における主な公共・公益施設等の分布図（平成29年12月時点）



中心市街地における公園の分布図（平成 29 年 12 月時点）

○松阪活き生きプラン推進委員会 委員

事業団体名	役職	名前	備考
松阪まちなか街づくりネットワーク	会長	高島 信彦	(委員長)
松阪まちなか街づくりネットワーク		吉田 正博	
松阪市商店街連合会	会長	宮村 元之	(副委員長)
松阪市商店街連合会	副会長	中村 哲也	
松阪中央住民協議会	副会長	鈴木 忠司	
松阪市観光協会	専務理事	竹川 裕久	
ミズ・ネットワーク松阪		中野 潮美	
ミズ・ネットワーク松阪		東村 佳子	
松阪商工会議所	事務局長	川口 正人	
松阪市産業文化部商工政策課	課長	川村 浩稔	
松阪市産業文化部観光交流課	参事兼課長	近田 弘之	
松阪市産業文化部文化課	課長	榊原 典子	
松阪市建設部都市計画課	課長	長谷川浩司	
(事務局)			
松阪商工会議所中小企業相談所振興課	課長	早川 政宏	
松阪市産業文化部商工政策課	主幹兼係長	左路 有	
松阪市産業文化部観光交流課	主幹兼係長	田中 新也	
松阪市産業文化部文化課	主幹	松葉 和也	
松阪市建設部都市計画課	主任	白藤 正	
松阪市建設部都市計画課	主査	三田 歩	
松阪市建設部都市計画課		藤井 一倫	

具体的な施策等の取り組みにつきまして（P 8 参照）、ご意見・ご提案などありましたら、下記の課へお問い合わせ下さい。

○松阪活き生きプラン推進委員会事務局

- ・歴史文化などの取り組みに関すること
松阪市産業文化部文化課 電話 0598-53-4393
- ・観光などの取り組みに関すること
松阪市産業文化部観光交流課 電話 0598-53-4196
- ・商店街などの取り組みに関すること
松阪市産業文化部商工政策課 電話 0598-53-4361
松阪商工会議所中小企業相談所振興課 電話 0598-51-7811
- ・駅周辺の土地利用などに関すること
松阪市建設部都市計画課 電話 0598-53-4168



豪商のまち松阪

活き生きプラン2

発行:松阪市／松阪活き生きプラン推進委員会

〒515-8515 三重県松阪市殿町1340番地1

編集:松阪活き生きプラン推進委員会